

令和5年4月19日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通Tel.073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年3月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	3
職員等	0
計	6

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	2
面談	0
電話	1
計	6

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 海草振興局管内の道路拡幅用地買収に伴う立ち退き交渉において、各世帯へ説明資料を渡したり渡さなかったりする等の不法行為がある。	地方機関に調査を指示したところ、法令等違反や不適切な事実は確認できなかった。
② ある振興局の職員が、市町村職員に対して高圧的であるようだ。	匿名の通報で具体的な情報内容がないため不受理とした。
③ ある事業所は、所在地がA市内にあるにも関わらず、B市内の営業所において入札参加資格を得て受注している。B市に本店がなく、地域要件を満たさない事業所との契約は妥当ではない。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
④ ある市から指定管理の指定を受けている事業者が、不正をしている。	所管外のため不受理とした。
⑤ ある町が所管する介護施設において行われている介護サービス内容について適法かどうか確認したい。	所管外のため不受理とした。
⑥ 同じ公文書の開示を2度受けた。1度目に開示された文書と2度目に開示された文書を見比べると、1度目の文書の一部が白紙になっており、表示されていなかった。ねつ造ではないか。	調査の結果、1度目の開示文書について、上部の一部が開示文書に表示されていなかった事実についてはコピーミスであるとして謝罪した、との報告を得たが、ねつ造である事実は確認できなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①⑥
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	4	②③④⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	3	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	①③
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	⑥
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	3	②④⑤

#### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	0
職員等	1
計	2

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	0
面談	0
電話	0
計	2

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある小学校の校長が、ある教員に交付すべき書類をわたしていない。	当該教員の在籍校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し、調査対応させた。
② ある小学校の担任が、ある児童に対して不適切な指導を行った。	当該教員の在籍校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し、調査対応させた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①②
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	0	

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	0	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	2	①②

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

通報内容	処理状況
R3.12月② ある県立支援学校で、生徒や家族の希望に沿わない指導形態がとられている。	意向を踏まえ、指導形態の変更を行い、理解を得た。
R3.12月③ ある所属で、行政財産の使用許可について、不適切な処理を行っている。	調査の結果、適正に処理されていた。